

黒石市教育委員会告示第1号

黒石市教育委員会学区外・区域外就学許可要綱の一部を改正する告示を次のとおり定める。

令和2年1月30日

黒石市教育委員会教育長 山内孝行

黒石市教育委員会学区外・区域外就学許可要綱の一部を改正する告示

黒石市教育委員会学区外・区域外就学許可要綱（平成4年黒石市教育委員会告示第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中「あるいは」を「並びに」に、「ことを目的」を「もの」に改める。

第2条中「児童・生徒」を「児童生徒」に改める。

第4条中「関係市町村教育委員会」を「、関係市町村教育委員会」に、「・同意」を「及び同意」に、「うえ」を「上、」に改める。

別表中4の項を削り、5の項を4の項とする。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。